

山陽小野田市子育て総合支援センター（スマイルキッズ）利用ガイドライン

1 子育て総合支援センター（スマイルキッズ）設置の趣旨及び事業概要

子育て総合支援センター（スマイルキッズ）（以下「スマイルキッズ」という。）は妊娠期から子育て期までの家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図るために設置をし、各種子育て関連の相談業務をワンストップで行える子育て支援の拠点施設です。

スマイルキッズでは、妊娠、出産又は子育てに関する相談及び助言、子育てに関する情報及び子育て家庭の交流の場の提供、子育ての相互援助活動の推進などを行います。

2 実施事業の内容等

事業名	事業内容	対象者	実施日・時間
地域子育て支援拠点事業	子どもとくつろげるプレイスペースを設置することで、子育て世代の交流の場を提供し、子育ての相談助言、子育てに関する講座等を行います。	未就学児、その保護者及びきょうだい児	山陽小野田市子育て総合支援センター条例施行規則に規定する休館日を除く日（以下「開館日」という。） 10時00分から 16時00まで
子育てコンシェルジュ事業	子育てコンシェルジュが子育て世代に寄り添い、身近な相談窓口となり、子育ての相談・助言、情報提供等を行います。	子育て世代及びその家族	開館日 8時30分から 17時15分まで
ファミリーサポートセンター事業	一時的な子育てを助ける市民相互の援助活動の窓口です。	子育ての援助を受けたい家	開館日（ただし第1日曜日を除く） 8時30分から

		庭、援助するもの	17時15分まで
子育て世代包括支援センター事業	母子保健サービスの情報提供や、支援が必要な妊産婦の把握など、妊婦期から出産・育児までの相談支援を行います。	子育て世代及びその家族	開館日 8時30分から 17時15分まで
母子保健事業	幼児健診や育児学級、マタニティスクール等の母子保健事業を行い、健やかな子どもの育ちを支援します。	子育て世代及びその家族	随時
家庭児童相談事業	児童虐待その他、家庭に支援が必要な児童についての相談支援を行う。	子育て世代及びその家族	開館日（ただし第1日曜日を除く。） 8時30分から 17時15分まで ※水曜日は子育て支援課に配置

3 損害賠償の義務

故意又は過失によりセンターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償していただきます。